

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年7月30日

【四半期会計期間】 第42期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

【会社名】 大研医器株式会社

【英訳名】 DAIKEN MEDICAL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山田 圭一

【本店の所在の場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号
京阪神不動産御堂筋ビル14階

【電話番号】 06 - 6231 - 9917

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 大浜 正彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区道修町三丁目6番1号
京阪神不動産御堂筋ビル14階

【電話番号】 06 - 6231 - 9917

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 大浜 正彦

【縦覧に供する場所】 大研医器株式会社東京支店

(東京都千代田区東神田二丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次		第42期 第1四半期 累計(会計)期間	第41期
会計期間		自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
売上高	(千円)	1,367,000	5,181,784
経常利益	(千円)	177,175	635,851
四半期(当期)純利益	(千円)	104,370	369,494
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)		
資本金	(千円)	495,875	495,875
発行済株式総数	(株)	3,980,000	3,980,000
純資産額	(千円)	3,306,361	3,281,440
総資産額	(千円)	6,787,470	6,908,921
1株当たり純資産額	(円)	909.96	903.10
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	28.72	128.58
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	28.16	125.46
1株当たり配当額	(円)		22.00
自己資本比率	(%)	48.7	47.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	58,957	613,181
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	86,942	185,557
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	18,228	213,494
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,033,352	1,161,023
従業員数	(名)	118	110

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結累計(会計)期間に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 前第1四半期累計(会計)期間における実績については、当社は前第1四半期累計(会計)期間の四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

記載すべき関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数(名)	118 (177)
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数の当第1四半期会計期間の平均人員であります。
3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績を製品群別に示すと、次のとおりであります。

製品群	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
フィットフィックス関連	357,054	
シリンジェクター関連	182,115	
電動ポンプ関連	17,317	
手洗い設備関連	77,240	
その他	45,607	
合計	679,335	

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 前年同四半期比につきましては、当社は前第1四半期会計期間の四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社は、見込生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績を製品群別に示すと、次のとおりであります。

製品群	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
フィットフィックス関連	712,374	
シリンジェクター関連	376,101	
電動ポンプ関連	18,500	
手洗い設備関連	174,670	
その他	85,354	
合計	1,367,000	

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 前年同四半期比につきましては、当社は前第1四半期会計期間の四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、前事業年度に端を発した金融危機が世界的な実体経済に影響を及ぼす中、景気の底入れ感を背景に緩やかな回復基調にはあるものの、雇用・所得環境の悪化、個人消費の低迷等、依然として好転の兆しが見えない状況が継続しております。

また、医療機器業界を取り巻く事業環境は、国の医療費抑制政策が進められるとともに、海外製品との競争もより厳しさを増してきており、引き続き業界を取り巻く経営環境は厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、高品質製品の常時安定供給を優先事項と掲げ、ユーザーと密着した営業活動の推進、品質を確保しながらもコスト競争力をもった生産体制の構築並びに高度先進医療分野への開発活動の強化に取り組んでまいりました。

当第1四半期会計期間の経営成績の分析は次のとおりであります。

なお、前第1四半期会計期間との比較につきましては、当社は前第1四半期会計期間の四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

売上高

売上高は1,367百万円となりました。これは、主力のフィットフィックス関連及びシリンジェクター関連が好調に推移したこと等によるものです。フィットフィックス関連ではフィットフィックス及びキューインポットが好調に推移し、シリンジェクター関連では特定医療保険材料であるPCAセットの伸び率が大きく寄与したことが主な要因であります。

営業利益

営業利益は181百万円となりました。これは主として売上増加に伴い販売費が増加したこと及び研究開発費が大幅に発生したこと等によるものです。

経常利益

経常利益は177百万円となりました。営業外費用につきましては主として借入金が増加したこと等による利息負担の軽減等によるものです。

四半期純利益

四半期純利益は104百万円となりました。これは法人税等を72百万円計上したことによるものです。

(2) 財政状態の分析

資産

流動資産は前事業年度末に比べて、107百万円減少し3,737百万円となりました。これは、主として法人税等の支払い等により現金及び預金が127百万円減少したこと等によるものです。

固定資産は前事業年度末に比べて、13百万円減少し3,049百万円となりました。これは、主として減価償却費が有形固定資産の取得を上回ったことにより、有形固定資産が11百万円減少したこと等によるものです。

負債

流動負債は前事業年度末に比べて、83百万円増加し2,419百万円となりました。これは、主として支払手形及び買掛金が72百万円、未払法人税等が136百万円、1年内返済予定の長期借入金が117百万円それぞれ減少したものの、短期借入金が330百万円、1年内償還予定の社債が100百万円それぞれ増加したこと等によるものです。

固定負債は前事業年度末に比べて、230百万円減少し1,061百万円となりました。これは、主として償還期限が1年内になったことにより社債が100百万円、借入金の返済により長期借入金が122百万円それぞれ減少したこと等によるものです。

純資産

純資産は前事業年度末に比べて、24百万円増加し3,306百万円となりました。これは主として繰越利益剰余金が剰余金の配当により79百万円減少したものの、四半期純利益の計上により104百万円増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べて、127百万円減少し1,033百万円となりました。

当第1四半期会計期間末における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

なお、前第1四半期会計期間との比較につきましては、当社は前第1四半期会計期間の四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により使用した資金は58百万円となりました。これは主として税引前四半期純利益を177百万円、減価償却費を41百万円計上したものの、仕入債務の減少が19百万円、未払金の減少が36百万円、法人税等の支払が201百万円あったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は86百万円となりました。これは主として製造装置及び金型等の有形固定資産の取得により46百万円、販売システム等の無形固定資産の取得により40百万円それぞれ支出があったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により取得した資金は18百万円となりました。これは、短期借入金の増加が330百万円あったものの、長期借入金を239百万円返済し、配当金の支払が72百万円あったことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間の研究開発費の総額は119百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前事業年度末に計画中であった、販売管理システム、財務会計システムの増強につきましては、平成21年4月に完了いたしました。これに伴い、当社におけるシステムの処理能力の増強が図れる見込です。
また、当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,920,000
計	12,920,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,980,000	3,980,000	東京証券取引所 (市場第二部)	1単元の株式数 100株 完全議決権株式であり、権利内 容に何ら限定のない、当社の標 準となる株式
計	3,980,000	3,980,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成20年3月14日 [第2回新株予約権] 臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	525 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり565 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 565 資本組入額 283
新株予約権の行使の条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 1株当たりの行使価額は、当初565円とする。

なお、当社が時価を下回る払込額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編

対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
(平成20年3月14日 [第3回新株予約権] 臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	740 (注) 1、4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり565 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 565 資本組入額 283
新株予約権の行使の条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 1株当たりの行使価額は、当初565円とする。

なお、当社が時価を下回る払込価額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

□ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

4 新株予約権の割当てを受けた従業員の退職に伴い、新株予約権の数が平成20年10月21日付で30個、平成20年12月26日付で30個、平成21年2月1日付で20個、それぞれ減少しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
(平成20年3月14日 [第4回新株予約権] 臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	50 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 1単元の株式数 100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり565 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成22年4月1日 至平成30年2月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 565 資本組入額 283
新株予約権の行使の条件	ア.新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り、ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 イ.新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ウ.その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 1株当たりの行使価額は、当初565円とする。

なお、当会社が時価を下回る払込額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合(ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)および商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)施行前の旧商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{時価} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3 組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数に乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記の新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使の条件
上記の新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由
以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。
新株予約権の取得事由
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日		3,980,000		495,875		400,875

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 346,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,633,200	36,332	
単元未満株式	普通株式 400		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	3,980,000		
総株主の議決権		36,332	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が60株含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大研医器株式会社	大阪府大阪市中央区道修 町3丁目6-1	346,400		346,400	8.71
計		346,400		346,400	8.71

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	1,300	1,290	1,549
最低(円)	1,054	1,125	1,230

(注) 株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間における実績については、当社は前第1四半期累計期間の四半期財務諸表を作成しておりませんので、記載を省略しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び当第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,033,352	1,161,023
受取手形及び売掛金	1,859,934	1,857,666
製品	369,397	366,406
原材料	239,073	255,609
仕掛品	91,669	80,173
繰延税金資産	79,824	79,824
その他	65,534	45,590
貸倒引当金	1,000	1,000
流動資産合計	3,737,786	3,845,295
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	875,138	882,939
土地	1,197,677	1,197,677
その他（純額）	518,507	522,327
有形固定資産合計	2,591,322	2,602,944
無形固定資産	83,650	84,757
投資その他の資産		
投資有価証券	18,721	17,900
繰延税金資産	240,447	240,780
その他	141,734	143,448
貸倒引当金	26,192	26,204
投資その他の資産合計	374,710	375,924
固定資産合計	3,049,684	3,063,626
資産合計	6,787,470	6,908,921

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	502,784	575,336
短期借入金	730,000	400,000
1年内償還予定の社債	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	684,665	801,794
未払法人税等	74,754	211,724
未払費用	190,625	162,977
その他	136,558	183,773
流動負債合計	2,419,387	2,335,606
固定負債		
社債	-	100,000
長期借入金	567,625	689,751
退職給付引当金	55,761	54,045
役員退職慰労引当金	426,458	436,208
その他	11,877	11,870
固定負債合計	1,061,722	1,291,875
負債合計	3,481,109	3,627,481
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,875	495,875
資本剰余金	418,121	418,121
利益剰余金	2,557,323	2,532,890
自己株式	167,617	167,617
株主資本合計	3,303,702	3,279,270
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,658	2,169
評価・換算差額等合計	2,658	2,169
純資産合計	3,306,361	3,281,440
負債純資産合計	6,787,470	6,908,921

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	1,367,000
売上原価	669,148
売上総利益	697,851
販売費及び一般管理費	₁ 516,195
営業利益	181,655
営業外収益	
受取利息	181
受取配当金	102
受取補償金	397
その他	310
営業外収益合計	991
営業外費用	
支払利息	5,471
営業外費用合計	5,471
経常利益	177,175
特別利益	-
特別損失	
固定資産除却損	6
特別損失合計	6
税引前四半期純利益	177,169
法人税等	₂ 72,798
四半期純利益	104,370

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	177,169
減価償却費	41,244
貸倒引当金の増減額（は減少）	11
退職給付引当金の増減額（は減少）	1,716
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	9,749
受取利息及び受取配当金	283
支払利息	5,471
固定資産除却損	6
売上債権の増減額（は増加）	2,267
たな卸資産の増減額（は増加）	2,049
仕入債務の増減額（は減少）	19,498
未払金の増減額（は減少）	36,481
未払費用の増減額（は減少）	27,772
その他	38,894
小計	148,241
利息及び配当金の受取額	238
利息の支払額	5,516
法人税等の支払額	201,921
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,957
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	46,826
無形固定資産の取得による支出	40,761
その他	646
投資活動によるキャッシュ・フロー	86,942
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	330,000
長期借入金の返済による支出	239,255
配当金の支払額	72,516
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,228
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	127,671
現金及び現金同等物の期首残高	1,161,023
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,033,352

【簡便な会計処理】

当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
1 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2 棚卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
3 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前事業年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前事業年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期会計期間 (自平成21年4月1日至平成21年6月30日)	
1 税金費用の計算	当事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 1,242,868千円	有形固定資産の減価償却累計額 1,206,496千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの
従業員給与手当 105,472千円
退職給付費用 1,278千円
役員退職慰労引当金繰入額 7,583千円
研究開発費 119,628千円
2 法人税等の表示方法 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」を「法人税等」として一括掲記しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の当第1四半期累計期間末残高と当第1四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)
現金及び預金 1,033,352千円
預入期間が3か月超の定期預金 -千円
現金及び現金同等物 1,033,352千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	3,980,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期会計期間末
普通株式(株)	346,460

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	当第1四半期 会計期間末残高
提出会社	平成20年ストック・ オプションとしての 新株予約権	
合計		

(注) 平成20年ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	79,937	22	平成21年3月31日	平成21年6月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
909円96銭	903円10銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,306,361	3,281,440
普通株式に係る純資産額(千円)	3,306,361	3,281,440
差額の主な内訳(千円)		
普通株式の発行済株式数(株)	3,980,000	3,980,000
普通株式の自己株式数(株)	346,460	346,460
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	3,633,540	3,633,540

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	28円72銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28円16銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	104,370
普通株式に係る四半期純利益(千円)	104,370
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	3,633,540
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)	72,674
普通株式増加数(株)	72,674
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	

2【その他】

平成21年5月15日開催の取締役会において、平成21年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 79,937千円

1株当たりの金額 22円00銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成21年6月26日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 7月30日

大研医器株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 宮 林 利 朗
業務執行社員

指定社員 公認会計士 米 林 彰
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大研医器株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の第1四半期会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、大研医器株式会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。